



県 章

三重県公報

平成18年9月29日(金)

第 1817 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則.....	(経 営 総 務 室) 1
と畜場法等施行細則の一部を改正する規則.....	(薬 務 食 品 室) 3
健康増進法施行細則の一部を改正する規則.....	(健 康 づ くり 室) 3

告 示

町の区域を設定する旨の届出.....	(市 町 行 財 政 室) 11
児童福祉法施行細則第32条の規定による徴収額の一部改正.....	(こ ども 家 庭 室) 13
障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関 からの指定の辞退.....	(障 害 福 祉 室) 13
廃物として認定することが困難な放置自動車の処分.....	(ご み ゼ 口 推 進 室) 13
県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示.....	(財 務 調 整 室) 13

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(N P O 室) 14
同件.....	(同) 14
同件.....	(同) 15
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(同) 15
同件.....	(同) 16
同件.....	(同) 16
換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧.....	(農 地 調 整 室) 16
土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧.....	(同) 17
公共測量が終了した旨の通知.....	(公 共 用 地 室) 17
土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出.....	(都 市 政 策 室) 17
一般競争入札を行う旨.....	(出 納 局) 17
同件.....	(同) 19
同件.....	(同) 20
同件.....	(同) 22
同件.....	(教 育 委 員 会) 24

お 知 ら せ

一般競争入札を行う旨.....	(管 財 室) 25
企画提案書の募集.....	(生 活 保 障 室) 26
同件.....	(農 畜 産 室) 28

正 誤

平成18年7月25日付け三重県公報第1798号.....	(農 水 商 工 総 務 室) 29
------------------------------	----------------------

規 則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公表する。

平成十八年九月二十九日

製造業施設に規定の施設を定める取組

製造業施設に規定の施設(平成十一年川内川製鉄所建設法)の施設を定める取組

川内川製鉄所建設法「三重県知事 様」や「三重県知事 あて」に

- 「(1) 学校 (6) 矯正施設
- (2) 病院 (7) 寄宿舍
- (3) 老人保健施設 (8) 事業所 也
- (4) 児童福祉施設 (9) 一般給食センター
- (5) 社会福祉施設 (10) その他施設 」

- 「(1) 学校 (7) 事業所
- (2) 病院 (8) 寄宿舍
- (3) 介護老人保健施設 (9) 矯正施設 』
- (4) 老人福祉施設 (10) 自衛隊
- (5) 児童福祉施設 (11) 一般給食センター
- (6) 社会福祉施設 (12) その他施設 」

- 「(3) 老人保健施設とは、老人保健法に規定する老人保健施設をいいます。
- (4) 児童福祉施設とは、児童福祉法に規定する施設及びこれらに類するものをいいます。
- (5) 社会福祉施設とは、老人福祉法、身体障害者福祉法等に規定する社会福祉施設（児童福祉施設に関するものを除きます。）及びこれらに類するものをいいます。
- (6) 矯正施設とは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に規定する刑事施設及び少年院法に規定する少年鑑別所をいいます。 也
- (7) 寄宿舍とは、学生又は労働者を寄宿させる施設及びこれらに類するものをいいます。
- (8) 事業所とは、労働基準法に規定する事業所又は事務所で、(1) から (7) までに該当しない施設をいいます。
- (9) 一般給食センターとは、特定した施設に対して継続的に食事を供給している施設であって、(1) から (8) までに該当しない施設をいいます。
- (10) その他施設とは、(1) から (9) までに該当しない施設をいいます。 」

- 「(3) 介護老人保健施設とは、介護保険法に規定する介護老人保健施設をいいます。
- (4) 老人福祉施設とは、老人福祉法に規定する老人福祉施設をいいます。
- (5) 児童福祉施設とは、児童福祉法に規定する施設及びこれらに類するものをいいます。
- (6) 社会福祉施設とは、生活保護法、身体障害者福祉法、売春防止法、社会福祉法等に規定する社会福祉施設（児童福祉施設に関するものを除きます。）及びこれらに類するものをいいます。
- (7) 事業所とは、労働基準法に規定する事業所又は事務所をいいます。
- (8) 寄宿舍とは、学生又は労働者を寄宿させる施設及びこれらに類するものをいいます。 』
- (9) 矯正施設とは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に規定する刑事施設及び少年院法に規定する少年鑑別所をいいます。
- (10) 自衛隊とは、自衛隊法に規定する自衛隊をいいます。
- (11) 一般給食センターとは、特定した施設に対して継続的に食事を供給している施設であって、(1) から (7) までに該当しない施設をいいます。
- (12) その他施設とは、(1) から (11) までに該当しない施設をいいます。 」

定める

川内川製鉄所「三重県知事 様」や「三重県知事 あて」に定める

川内川製鉄所(平成十一年)の施設を定める取組(平成十一年)の施設を定める取組

第 4 号様式 (その 1) (第 6 条関係)

給食施設運営状況報告書(児童福祉施設、学校)

年 月 日

保健所長 あて

施設の名称
 施設の所在地
 施設の設置者
 施設の管理者 職名 氏名 (印)
 電話番号

施設種別	1 保育所 2 児童福祉施設(保育所を除く。) 3 幼稚園 4 学校(幼稚園を除く。) 施設人員()人							
食事サービスの基本方針・目標	方針・目標 1 楽しい食生活の体験 2 健康な身体づくり 3 十分な栄養素の確保 4 その他()							
	食事サービスの基本方針・目標に基づいた食事サービス(給食)の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない							
食事サービスの検討会議(給食委員会等)	会 議	1 有(頻度: 回/年) 2 無						
	構成員	1 管理者 2 医師 3 管理栄養士・栄養士 4 調理師(員) 5 保育士・教諭・介護担当者 6 給食利用者 7 その他() 計()人						
	内 容	1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他()						
給食の対象・食数等(食数等以外の項目は、職員分を除く。)	食数等(1日あたり平均食数)	年齢区分	朝食(食)	昼食(食)	夕食(食)	補食(食)	補食(食)	合計(食)
		()~()才						
		()~()才						
		()~()才						
		()~()才						
	職員							
	合計							
	療養食	食物アレルギー食(除去・代替)・療養食 食/日						
	共同調理	共同調理場の場合は、該当項目を記入のうえ、受配校名簿を添付すること。 受配校数及び給食数(1日当たり): 小学校()校 ()食 中学校()校 ()食 その他() ()箇所 ()食						
	食事時間	朝食(~) 昼食(~) 夕食(~)						
給食材料費	1人1日平均()円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む(委託契約単価等) 1食平均 ()円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む(委託契約単価)							
衛生管理	衛生管理マニュアルの活用 1 有 2 無 衛生点検表の活用 1 有 2 無							
栄養計画	利用者の把握・調査	年1回以上、施設が、個々人の身体状況、栄養状態等の把握をしている 1 有 2 無 1 性別 2 年齢 3 身体活動レベル 4 身長 5 体重 6 成長曲線 7 疾病 8 生活習慣(運動習慣等、給食以外の食事・補食状況等) 9 その他()						
	給与栄養目標量の設定	対象別に設定した給与栄養目標量の種類 1 1種類のみ 2 ()種類 3 個別に作成 4 設定していない 給与栄養目標量の設定頻度 1 3か月に1回設定 2 6か月に1回設定 3 その他()						

栄養計画	給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食2種類に関して記入 食種名 1 () 2 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	給与栄養目標量と実施給与栄養量	<table border="1"> <tr> <td></td> <td rowspan="2">エネルギー (kcal)</td> <td rowspan="2">たんぱく質 (g)</td> <td rowspan="2">脂質 (g)</td> <td rowspan="2">カルシウム (mg)</td> <td rowspan="2">鉄 (mg)</td> <td colspan="3">ビタミン</td> <td rowspan="2">食塩相当量 (g)</td> <td rowspan="2">食物繊維量 (g)</td> </tr> <tr> <td>上段 食種1</td> <td>A (μg) (RE 当量)</td> <td>B1 (mg)</td> <td>B2 (mg)</td> <td>C (mg)</td> </tr> <tr> <td>下段 食種2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与栄養目標量1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施給与栄養量1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与栄養目標量2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施給与栄養量2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食種1</td> <td colspan="2">たんぱく質エネルギー比()%</td> <td colspan="2">脂肪エネルギー比()%</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>食種2</td> <td colspan="2">たんぱく質エネルギー比()%</td> <td colspan="2">脂肪エネルギー比()%</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">栄養補助食品の使用状況</td> <td colspan="2">栄養補助食品等名称</td> <td>使用回数</td> <td>使用量</td> <td>栄養素名</td> <td colspan="5">給与量(単位)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>回/週</td> <td>g/回</td> <td></td> <td colspan="5">()/回</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">評価</td> <td colspan="2">年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている</td> <td colspan="2">1 有 2 無</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">評価項目</td> <td colspan="2">評価有無</td> <td colspan="2">評価頻度</td> <td colspan="4">評価対象</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 身体状況(成長曲線)の評価</td> <td colspan="2">1有 2無</td> <td colspan="2">回/年</td> <td colspan="4">1 全員 2 一部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 栄養摂取状況(喫食量)の評価</td> <td colspan="2">1有 2無</td> <td colspan="2">回/年</td> <td colspan="4">1 全員 2 一部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 給食の品質(検食)評価</td> <td colspan="2">1有 2無</td> <td colspan="2">回/年</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">評価後、食事サービスへの反映状況</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 給食の運営方針・目標</td> <td colspan="2">1 反映している</td> <td colspan="2">2 反映していない</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 給与栄養目標量の設定・予定献立</td> <td colspan="2">1 反映している</td> <td colspan="2">2 反映していない</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 調理法・調理形態・盛り付けなど</td> <td colspan="2">1 反映している</td> <td colspan="2">2 反映していない</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 食事環境、食事介助</td> <td colspan="2">1 反映している</td> <td colspan="2">2 反映していない</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>帳票類</td> <td colspan="2">予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある</td> <td colspan="2">1 有 2 無</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">食育実施状況 (右記内容に該当する項目すべてに○印をつける。)</td> <td colspan="2">項目 みえの食育の目的等</td> <td colspan="2">対象(複数可)</td> <td colspan="6">実施者(複数可)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>子ども</td> <td>保護者</td> <td>保育士・教諭</td> <td>栄養士・栄養教諭</td> <td>調理員</td> <td colspan="3">外部の人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1食べ物を正しく選択することができる</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2食べ物の味がわかる</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3料理ができる</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">4食べ物の育ちを感じる</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">5元気な体がわかる</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">6個別栄養相談・栄養指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">非常時の対応</td> <td colspan="2">1 事故(食中毒等)時対策マニュアル</td> <td colspan="2">1 有 2 無</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議</td> <td colspan="2">1 有 2 無</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 非常災害時対策マニュアル</td> <td colspan="2">1 有 2 無</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 非常食糧等の備蓄</td> <td colspan="2">1 有 水()人分を()日分、食糧()人分を()日分</td> <td colspan="6">2 無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 非常食糧等を使用した予定献立の作成</td> <td colspan="2">1 有 2 無</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">委託有無</td> <td colspan="2">委託の有無 1 有 2 無</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">施設側</td> <td colspan="2">受託側</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委託先名称:</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>常勤</td> <td>非常勤</td> <td>常勤</td> <td>非常勤</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所在地:</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">従事者(人)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場の責任者:職種</td> <td colspan="2">氏名</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他()</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給食責任者</td> <td colspan="2">所属</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">報告書作成者</td> <td colspan="2">所属</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名・職種</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">氏名・職種</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">連絡先</td> <td colspan="2">TEL</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">連絡先</td> <td colspan="2">TEL</td> </tr> </table>		エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン			食塩相当量 (g)	食物繊維量 (g)	上段 食種1	A (μ g) (RE 当量)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)	下段 食種2										給与栄養目標量1										実施給与栄養量1										給与栄養目標量2										実施給与栄養量2										食種1	たんぱく質エネルギー比()%		脂肪エネルギー比()%							食種2	たんぱく質エネルギー比()%		脂肪エネルギー比()%							栄養補助食品の使用状況	栄養補助食品等名称		使用回数	使用量	栄養素名	給与量(単位)							回/週	g/回		()/回					評価	年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている		1 有 2 無									評価項目		評価有無		評価頻度		評価対象				1 身体状況(成長曲線)の評価		1有 2無		回/年		1 全員 2 一部				2 栄養摂取状況(喫食量)の評価		1有 2無		回/年		1 全員 2 一部				3 給食の品質(検食)評価		1有 2無		回/年						評価後、食事サービスへの反映状況										1 給食の運営方針・目標		1 反映している		2 反映していない						2 給与栄養目標量の設定・予定献立		1 反映している		2 反映していない						3 調理法・調理形態・盛り付けなど		1 反映している		2 反映していない						4 食事環境、食事介助		1 反映している		2 反映していない						帳票類	予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある		1 有 2 無									食育実施状況 (右記内容に該当する項目すべてに○印をつける。)	項目 みえの食育の目的等		対象(複数可)		実施者(複数可)								子ども	保護者	保育士・教諭	栄養士・栄養教諭	調理員	外部の人			1食べ物を正しく選択することができる										2食べ物の味がわかる										3料理ができる										4食べ物の育ちを感じる										5元気な体がわかる										6個別栄養相談・栄養指導										非常時の対応	1 事故(食中毒等)時対策マニュアル		1 有 2 無								2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議		1 有 2 無								3 非常災害時対策マニュアル		1 有 2 無								4 非常食糧等の備蓄		1 有 水()人分を()日分、食糧()人分を()日分		2 無						5 非常食糧等を使用した予定献立の作成		1 有 2 無								委託有無	委託の有無 1 有 2 無						施設側		受託側		委託先名称:						常勤	非常勤	常勤	非常勤	所在地:				従事者(人)						現場の責任者:職種		氏名								内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄										6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他()										給食責任者	所属				報告書作成者		所属				氏名・職種						氏名・職種				連絡先		TEL				連絡先		TEL	
			エネルギー (kcal)						たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)			鉄 (mg)	ビタミン			食塩相当量 (g)	食物繊維量 (g)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	上段 食種1	A (μ g) (RE 当量)		B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	下段 食種2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	給与栄養目標量1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	実施給与栄養量1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	給与栄養目標量2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	実施給与栄養量2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	食種1	たんぱく質エネルギー比()%		脂肪エネルギー比()%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
食種2	たんぱく質エネルギー比()%		脂肪エネルギー比()%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
栄養補助食品の使用状況	栄養補助食品等名称		使用回数	使用量	栄養素名	給与量(単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			回/週	g/回		()/回																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
評価	年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている		1 有 2 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	評価項目		評価有無		評価頻度		評価対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1 身体状況(成長曲線)の評価		1有 2無		回/年		1 全員 2 一部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2 栄養摂取状況(喫食量)の評価		1有 2無		回/年		1 全員 2 一部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	3 給食の品質(検食)評価		1有 2無		回/年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
評価後、食事サービスへの反映状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1 給食の運営方針・目標		1 反映している		2 反映していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2 給与栄養目標量の設定・予定献立		1 反映している		2 反映していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3 調理法・調理形態・盛り付けなど		1 反映している		2 反映していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4 食事環境、食事介助		1 反映している		2 反映していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帳票類	予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある		1 有 2 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
食育実施状況 (右記内容に該当する項目すべてに○印をつける。)	項目 みえの食育の目的等		対象(複数可)		実施者(複数可)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			子ども	保護者	保育士・教諭	栄養士・栄養教諭	調理員	外部の人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1食べ物を正しく選択することができる																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	2食べ物の味がわかる																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	3料理ができる																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	4食べ物の育ちを感じる																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5元気な体がわかる																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
6個別栄養相談・栄養指導																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
非常時の対応	1 事故(食中毒等)時対策マニュアル		1 有 2 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議		1 有 2 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	3 非常災害時対策マニュアル		1 有 2 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	4 非常食糧等の備蓄		1 有 水()人分を()日分、食糧()人分を()日分		2 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	5 非常食糧等を使用した予定献立の作成		1 有 2 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
委託有無	委託の有無 1 有 2 無						施設側		受託側																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	委託先名称:						常勤	非常勤	常勤	非常勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	所在地:				従事者(人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	現場の責任者:職種		氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
給食責任者	所属				報告書作成者		所属																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	氏名・職種						氏名・職種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	連絡先		TEL				連絡先		TEL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

第 4 号様式 (その 2) (第 6 条関係)

給食施設運営状況報告書 (病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設)

年 月 日

保健所長 あて

施設の名称
 施設の所在地
 施設の設置者
 施設の管理者 職名 氏名 (印)
 電話番号

施設種別	1 病院・診療所 (入院時食事療養 I II) 2 介護老人保健施設 3 老人福祉施設 4 社会福祉施設								
食事サービスの基本方針・目標	方針・目標 1 利用者の生活の質の向上 2 治療効果 3 生活習慣病予防 4 低栄養の予防 5 楽しい食事 6 その他()								
	食事サービスの基本方針・目標に基づいた食事サービス(給食)の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない								
食事サービスの検討会議(給食委員会等)	会 議	1 有(頻度: 回/年) 2 無							
	構成員	1 管理者 2 医師 3 管理栄養士・栄養士 4 調理師(員) 5 介護・看護担当者 6 給食利用者 7 その他() 計()人							
	内 容	1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他()							
給食の対象・食数等(食数等以外の項目は、職員分を除く。)	食数等 (1日あたり平均食数)		定員(人)	朝食(食)	昼食(食)	夕食(食)	補食(食)	合計(食)	
		入院(入所)者							
		短期入所							
		通院(日中利用者)							
		配食サービス							
		合計							
	職員								
	食 種	一般食(刻み食・ペースト食を含む。)()食/日、 特別食・療養食()食/日							
	特別食・療養食	食種名を記入 { }							
	加算等	医療機関 1 栄養管理実施加算 2 食堂加算 3 特別食加算 4 特別メニュー 介護保険施設 1 栄養管理体制加算 2 栄養ケア・マネジメント加算 3 療養食加算 4 経口移行加算 障害者施設 1 栄養管理体制加算							
	栄養補給法	1 経口栄養法()人 2 経腸栄養法()人 3 経口経腸栄養法()人							
	適温給食	1 保温食器 2 保温保冷配膳車 3 食堂							
	食事時間	朝食(~) 昼食(~) 夕食(~)							
給食材料費	1人1日平均()円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む(委託契約単価) 1食平均 ()円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む(委託契約単価)								
衛生管理	衛生管理マニュアルの活用 1 有 2 無 衛生点検表の活用 1 有 2 無								
栄養計画	利用者の把握・調査	年1回以上、施設が、個々人の身体状況、栄養状態等の把握をしている 1 有 2 無 1 性別 2 年齢 3 身体活動レベル 4 身長 5 体重 6 BMI 7 疾病 8 血液検査結果 9 生活習慣(運動・飲酒・喫煙習慣等、給食以外の食事・補食状況等) 10 その他()							
	給与栄養目標量の設定	対象別に設定した給与栄養目標量の種類 1 1種類のみ 2 ()種類 3 個別に作成 4 設定していない 給与栄養目標量の設定頻度 1 3か月に1回設定 2 6か月に1回設定 3 その他()							

栄養計画	給与栄養目標量と実施給与栄養量	給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食に関して記入 食種名 ()										
		エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				食塩相当量 (g)	食物繊維量 (g)
		A (μg) (RE当量)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)							
		給与栄養目標量										
	実施給与栄養量											
	たんぱく質エネルギー比()%		脂肪エネルギー比()%									
	栄養補助食品の使用状況	栄養補助食品等名称		使用回数		使用量		栄養素名		給与量(単位)		
				回/週		g/回				()/回		
				回/週		g/回				()/回		
	評 価	年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている 1 有 2 無										
評価項目		評価有無		評価頻度		評価対象						
1 身体状況の評価		1有 2無		回/年		1 全員		2 一部				
2 栄養摂取状況の評価		1有 2無		回/年		1 全員		2 一部				
3 食事に対する満足度評価		1有 2無		回/年		1 全員		2 一部				
4 主観的健康感の評価		1有 2無		回/年		1 全員		2 一部				
5 生活機能・身体機能の評価		1有 2無		回/年		1 全員		2 一部				
6 給食の品質(検食)評価		1有 2無		回/年								
評価後、食事サービスへの反映状況												
1 給食の運営方針・目標		1 反映している		2 反映していない								
2 給与栄養目標量の設定・予定献立		1 反映している		2 反映していない								
3 調理形態、盛り付け		1 反映している		2 反映していない								
4 食事環境、食事介助		1 反映している		2 反映していない								
5 経口栄養への移行		1 反映している		2 反映していない								
帳票類	予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある 1 有 2 無											
情報提供	健康栄養情報の提供 1 有 2 無											
	1 献立表の提供 2 栄養成分表示 3 卓上メモ 4 ポスター掲示 5 リーフレット配布 6 給食時の訪問 7 その他()											
栄養指導	個別	外来・日中利用者	人/月		集団	延べ	回/月		人/月			
		入院・入所者	人/月									
		退院・退所時	人/月									
		在宅訪問	人/月									
非常時の対応	1 事故(食中毒等)時対策マニュアル 1 有 2 無											
	2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議 1 有 2 無											
	3 非常災害時対策マニュアル 1 有 2 無											
	4 非常食糧等の備蓄 1 有 水()人分を()日分、食糧()人分を()日分 2 無											
	5 非常食糧等を使用した予定献立の作成 1 有 2 無											
委託有無	委託の有無 1 有 2 無											
	委託先名称:		従事者(人)			施設側		受託側				
						常勤	非常勤	常勤	非常勤			
	所在地:					管理栄養士						
	現場の責任者:職種			氏名		栄養士						
				調理師								
				調理員								
				その他								
内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄 6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他()												
給食責任者	所属				報告書作成者	所属						
	氏名・職種					氏名・職種						
	連絡先	TEL				連絡先	TEL					

第 4 号様式 (その 3) (第 6 条関係)

給食施設運営状況報告書(事業所その他の施設)

保健所長 あて

年 月 日

施設の名称
 施設の所在地
 施設の設置者
 施設の管理者 職名 氏名
 電話番号

印

施設種別	1 事業所 2 寄宿舎 3 矯正施設 4 自衛隊 5 その他() 施設人員()人					
食事サービスの基本方針・目標	方針・目標 1 健康の維持・増進 2 生活習慣病予防 3 その他()					
	基本方針・目標に基づいた食事サービス(給食)の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない					
食事サービスの検討会議(給食委員会等)	会 議	1 有(頻度: 回/年) 2 無				
	構 成 員	施設側 1 管理者 2 管理栄養士・栄養士 3 調理師(員) 4 健康管理担当者(職種名:) 5 給食利用者 給食受託会社側 6 給食受託会社(職種名:) 計()人				
	内 容	1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他()				
給食の対象・食数等	食数等	朝食(食)	昼食(食)	夕食(食)	その他(食)	合計(食)
	1日あたり平均食数					
	食種(内容)は、食数の一番多い提供時間帯について記入 1 朝食 2 昼食 3 夕食 1 定食 ()種類/日 2 カフェテリア 主食()品 主菜()品 副菜()品 その他()品/日					
	給食材料費 1 食平均()円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む(委託契約単価等)					
	食堂の分煙対策 1 全面禁煙 2 完全分煙 3 その他() 4 無					
	衛生管理 衛生管理マニュアルの活用 1 有 2 無 衛生点検表の活用 1 有 2 無					
栄養計画	年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の把握をしている 1 有 2 無					
			把握・調査項目		割合	献立等への配慮
	利用者の把握・調査	1 性・年齢			%	1 有 2 無
		2 身体活動レベル			%	1 有 2 無
		3 体格指数	BMI 25以上の人の割合		%	1 有 2 無
			BMI 18.5以下の人の割合		%	1 有 2 無
		4 疾病状況	糖尿病の人の割合		%	1 有 2 無
高血圧症の人の割合			%	1 有 2 無		
5 その他	高脂血症の人の割合		%	1 有 2 無		
給与栄養目標量の設定	対象別に設定した給与栄養目標量の種類 1 1種類のみ 2 ()種類 3 個別に作成 4 設定していない					
	給与栄養目標量の設定頻度 1 3か月に1回設定 2 6か月に1回設定 3 その他()					

給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食に関して記入 食種 年齢：()才から()才 性別：男・女・男女ども										
給与栄養目標量と実施給与栄養量	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン			食塩相当量 (g)	食物繊維量 (g)
						A (μg RE当量)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)	
実施給与栄養量										
たんぱく質エネルギー比()%		脂肪エネルギー比()%								
栄養補助食品の使用状況	栄養補助食品等名称	使用回数	使用量	栄養素名	給与量(単位)					
		回/週	g/回		()/回					
		回/週	g/回		()/回					
	年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている 1 有 2 無									
栄養計画	評価項目	評価有無	評価頻度	評価対象						
	1 身体状況の評価	1有 2無	回/年	1 全員	2 一部					
	2 栄養摂取状況の評価	1有 2無	回/年	1 全員	2 一部					
	3 食事に対する満足度評価	1有 2無	回/年	1 全員	2 一部					
評価	評価後、食事サービースへの反映状況									
	1 給食の運営方針・目標	1 反映している			2 反映していない					
	2 給与栄養目標量の設定・予定献立	1 反映している			2 反映していない					
	3 調理形態、盛り付け	1 反映している			2 反映していない					
4 食事環境	1 反映している			2 反映していない						
帳票類	予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内における 1 有 2 無									
健康栄養情報の提供	1 有 2 無									
情報提供	1 献立表の提供	2 栄養成分表示	3 卓上メモ	4 ポスター掲示	5 リーフレット配布					
	6 給食時の訪問	7 モデル献立の展示	8 その他()							
食事メニューシートの活用 1 有 2 無										
栄養指導	個別指導 ()人/月									
	内容 1 生活習慣	2 肥満	3 糖尿病	4 高血圧症	5 高脂血症	6 その他()				
集団指導 ()回/月 延べ()人/月										
内容 1 生活習慣 2 肥満 3 糖尿病 4 高血圧症 5 高脂血症 6 その他()										
非常時の対応	1 事故(食中毒等)時対策マニュアル									
	2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議									
3 非常災害時対策マニュアル										
4 非常食糧等の備蓄 1 有 水()人分を()日分、食糧()人分を()日分										
5 非常食糧等を使用した予定献立の作成										
委託の有無	委託の有無 1 有 2 無									
	委託先名称： 従事者(人)									
委託の有無	所在地： 氏名									
	現場の責任者：職種									
内容： 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄										
6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他()										
給食責任者	所属				報告書作成者			所属		
	氏名・職種				氏名・職種			氏名・職種		
連絡先		TEL		連絡先		TEL		TEL		TEL

第4回委託式 (その四) 及び第4回委託式 (その五) を記す。

規則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第646号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、松阪市の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり町の区域を設定する旨、松阪市長から届出がありました。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 松阪市嬉野中川新町一丁目とする区域

松阪市嬉野中川町字八反田1の1から1の3まで、2の1から2の4まで、3の1から3の4まで、4の1から4の6まで、5の1から5の6まで、6、7の一部、8の1から8の3まで、9の1から9の9まで、10の1から10の7まで、11の1から11の6まで、12の1から12の5まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字堀替13、13の1、14の1から14の3まで、15、15の1の一部、15の2の一部、16の1の一部、16の3、17の3の一部、18の1の一部、18の3の一部、27、27の2の一部、28、29の1、29の2、30の1から30の7まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字南貝発31の1、31の2、32、33、33の1、34の1から34の3まで、35、35の1、36の1、 $\left(\begin{smallmatrix} 36 \\ 37 \end{smallmatrix}\right)$ の2、36の3から36の8まで、38の1から38の14まで、39の1から39の3まで、41の2、41の3、42の1、42の6、42の7、42の19から42の21まで、42の23から42の27まで、46、46の2、47の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字北ゼツ48の3、53、54の1から54の4まで、55、56の1、56の2、57の1から57の3まで、58の1から58の6まで、59及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字ゼツ60の4の一部、60の5の一部、60の10の一部、61の1の一部、62の1の一部、62の2の一部、63の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字丸田78の1、78の2の一部、78の7の一部、79の1、79の2の一部、79の4から79の6までの各一部、80の1の一部、80の2の一部、80の4から80の10まで、81の1から81の3まで、82の1の一部、82の2から82の4まで、83の1から83の5まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字アジ口84の1から84の4まで、85の1、85の2、86の1から86の13まで、87の1から87の3まで、88、89の2の一部、89の7から89の12までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字三財140の1の一部、140の4の一部、141の2の一部、141の4の一部、141の8の一部、141の9の一部、142の1の一部、142の2の一部、143の1、143の2の一部、143の3から143の5まで、144の1の一部、144の2、144の3の一部、144の5、144の6、144の9の一部、144の10、145の1の一部、145の2、145の4、145の5の一部、145の6の一部、146の1から146の11まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字貝蔵147の1の一部、147の3から147の5まで、147の6の一部、148の2から148の5まで、148の6の一部、149の2から149の4まで、149の5の一部、150の2から150の4まで、150の5の一部、151の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字東浦679の5の一部、680の一部、681、682の1から682の6まで及びこれらの区域に介在する水路等である国有地の全部、字南申畑743の1から743の3まで、744から746まで、747の1、747の2、748の3、748の4、749の3、750の2、751から755まで、756の1から756の5まで、757、758、760の1、761の1、762、762の2、763、764の2、765の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字又口783の13、786の4、789の2、789の5、790の2、790の3、795の2、795の5、796の2、796の5、797の4、797の6

2 松阪市嬉野中川新町二丁目とする区域

松阪市嬉野中川町字八反田7の一部、字堀替15の1の一部、15の2の一部、16の1の一部、16の2、17の1、17の2、17の3の一部、17の4、18の1の一部、18の2、18の3の一部、18の4、19から23まで、24の1、24の3、25、26、27の1、27の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字三財136の1の一部、136の2の一部、136の5の一部、137から139まで、140の1の一部、141の2の一部、142の1の一部、142の2の一部、143の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字貝蔵147の1の一部、147の2、147の6の一部、148の1、148の6の一部、148の7、148の8、149の1、149の5の一部、150の1、150の5の一部、150の6、150の7、151の1、151の2の一部、151の3から151の7まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字野田前152の1から152の4まで、153、153の1、155の1から155の6まで、155の8、155の10、156の1、156の2、157、157の1、157の2、158の1、158の2、159の1から159の4まで、160の1から160の5まで、161の1から161の4まで、162、163、164の1、164の2、165、165の1、166、166の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字木ノ本167から17

0まで、170の1、171、172、172の1、173から179まで、179の1、180、180の1、181及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字義清の区域の全部、字床保189の1の一部、190の1の一部、191の2の一部、192、193の1の一部、194の1の一部、195、196の1の一部、197の2、197の5の一部、197の6から197の9まで及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字川原田230の一部、230の1の一部、231の一部、232から236まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字寺田の区域の全部、字片部247から249まで、249の1、250から254まで、255の1、255の2、256の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字五反田257の1、258の2、259から261まで、262の1、263の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、嬉野野田町字出口168、169、170の2、170の3、387、388、388の1及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字立所の区域の全部、字溝添396の1

3 松阪市嬉野中川新町三丁目とする区域

松阪市嬉野中川町字中大坪129の1の一部、131の2の一部、131の4の一部、131の7の一部、132の1、133の1、134の1、134の2の一部、134の3の一部、134の4、134の5、135の1、135の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字三財136の1の一部、136の2の一部、136の3、136の4、136の5の一部、140の1の一部、140の3の一部、141の1の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字床保189の1の一部、189の2、190の1の一部、190の2、191の1、191の2の一部、191の3、193の1の一部、193の2、193の3、194の1の一部、194の2、194の3、196の1の一部、196の2、196の3、197の3、197の4、197の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字下大坪の区域の全部、字藤末206の1、206の4の一部、207から209まで、210の2、211の1、212、213の1、214の1、214の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字南オドロの区域の全部、字北オドロの区域の全部、字川原田230の一部、230の1の一部、230の2から230の7まで、231の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字片部256の5、字北甚目島281の2、290の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字三ノ坪356から369まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字二ノ坪370の1、371、372、373の1、373の3の一部、373の4の一部、374の1、375の2の一部、377の1及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

4 松阪市嬉野中川新町四丁目とする区域

松阪市嬉野中川町字ゼツ60の1から60の3まで、60の4の一部、60の5の一部、60の6から60の9まで、60の10の一部、60の11、60の12、61の1の一部、61の2から61の5まで、62の1の一部、62の2の一部、62の3から62の5まで、63の1、63の2、63の3の一部、64、65の1、65の2、66から68まで、68の1、69の1、69の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字樋口の区域の全部、字丸田78の2の一部、78の3から78の6まで、78の7の一部、79の2の一部、79の3、79の4から79の6までの各一部、80の1の一部、80の2の一部、80の3、82の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字アジロ89の1、89の2の一部、89の3から89の6まで、89の7から89の12までの各一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字上大坪の区域の全部、字ホオジの区域の全部、字相ノ坪の区域の全部、字中大坪126、127の1から127の3まで、128の1から128の4まで、129、129の1の一部、130の1から130の4まで、131の1、131の2の一部、131の3、131の4の一部、131の5、131の6、131の7の一部、132の2から132の7まで、133の2から133の5まで、134の2の一部、134の3の一部、135の2の一部、135の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字三財140の1の一部、140の2、140の3の一部、140の4の一部、141の1の一部、141の3、141の4の一部、141の5から141の7まで、141の8の一部、141の9の一部、144の1の一部、144の3の一部、144の4、144の7、144の8、144の9の一部、145の1の一部、145の3、145の5の一部、145の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字藤末206の2、206の3、206の4の一部、206の5、210の1、210の3から210の5まで、211の2から211の4まで、213の2から213の4まで、214の2から214の5まで、214の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字二ノ坪370の2、370の3、373の2、373の3の一部、373の4の一部、374の2から374の4まで、375の2の一部、375の3から375の6まで、376の1、376の2、377の2から377の5まで、378の1から378の3まで、379、380、381の1から381の6まで、382及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字一ノ坪383、384、385の2から385の5まで、386の1から386の3まで、387、388、388の1、389から392まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字一色前393の1から393の3まで、394の1から394の5まで、395の1から395の7まで、396の1から396の4まで、397の1から397の6まで、398の2から398の4まで、398の6、399の2、399の3、399の5、399の6、400の2から400の4まで、401の2、401の3、402の1から402の4まで、403の2から403の4まで、404から410まで、410の1か

ら410の3まで、411、411の1、412から414まで、414の1、415から418まで、418の1、419から422まで、423の2から423の7まで、424の1、425の1、426の1、427の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字樋ノ口428の3、429、430の1から430の11まで、431の1、432の42及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字上フケ443の1、444の1、444の3、444の5、444の6、445、446、447の1、447の6から447の11まで、448の1、449の1、450の10、450の11及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字下フケ459の1、460、461の1、461の3、462の2、463、464の1、465の1、466の2、468の2、469から471まで、472の2、473の1、473の11、473の12及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字寺脇648の1、649の1、650、651、653の2、654、655の3、655の4、656の4及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字六反655の1、663、664の1、664の2、665、669の1、670の7から670の10まで、671、672の2、672の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字東浦679の1、679の4、679の5の一部、680の一部、680の1から680の5まで及びこれらの区域に介在する国有地の全部

三重県告示第647号

児童福祉法施行細則第32条の規定による徴収額（昭和61年三重県告示第322号）の一部を次のように改正し、平成18年10月1日から施行します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

題名を次のように改める。

児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額

告示中「(母子寮)を「(母子生活支援施設)に、「精神薄弱児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子寮)を「知的障害児通園施設及び母子生活支援施設)に、「教護院)を「児童自立支援施設)に、「精神薄弱児施設)を「知的障害児施設)に、「盲児施設、ろうあ児施設)を「盲ろうあ児施設)に改め、「、虚弱児施設)を削り、「300,000円以上)を「350,000円以上)に改める。

三重県告示第648号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
病院又は診療所	医療法人 きくち矯正歯科	伊勢市御園町新開96-4	矯正歯科	歯科矯正	平成18年8月23日

三重県告示第649号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第83条第2項の規定により、第81条第1項の規定により廃物として認定することが困難で、所有者等が判明しない放置自動車を次のとおり告示します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

警告書をはり付けた日	放置されている場所	車名	塗色	自動車登録番号	告示後の取扱い	放置自動車の引取りの方法
平成16年5月25日	四日市市東日野町地内（鹿化川河川敷）	ホンダT Nアクティ	青	三重40ら1786	6月を経過した日以後において処分する。	環境森林部ごみゼロ推進室に連絡すること。
平成16年5月25日	四日市市東日野町地内（鹿化川河川敷）	スバル	白	三重40く226	6月を経過した日以後において処分する。	環境森林部ごみゼロ推進室に連絡すること。

三重県告示第650号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成18年9月29日

三重県知事 野呂昭彦

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成14年三重県告示第616号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

21	密集市街地整備方針等策定事業費補助金	密集市街地の総合的整備を計画的かつ効率的に行うため、整備方針等の策定を促進する。	住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年建設省住整発第14号）の規定による住宅地区改良事業等計画基礎調査事業のうち次の事業に要する経費 (1) 住宅市街地整備方針策定 (2) 整備プログラム策定	別に定める。	市町
----	--------------------	--	---	--------	----

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の県土整備部関係補助金等交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金等から適用する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成18年11月12日まで縦覧に供します。

平成18年9月29日

三重県知事 野呂昭彦

1 申請のあった年月日

平成18年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人太陽光発電所Eー・ライフネット

(2) 代表者の氏名

末松 則子

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市鷺の森2丁目11番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、太陽光発電設備等の普及及び促進に関する事業を行い、もって太陽光を中心とした自然エネルギーの利用を通じて、持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成18年11月12日まで縦覧に供します。

平成18年9月29日

三重県知事 野呂昭彦

1 申請のあった年月日

平成18年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人やさ伊坂・山村ダム公園化推進協議会

(2) 代表者の氏名

藤田 増幸

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市伊坂町797番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、四日市市八郷地区の伊坂ダム・山村ダム周辺の遊歩道や緑地等の空間を、自らの手で維持管理し、市民の健康増進と憩いの場を提供する総合公園化を目指すとともに、自然環境の保全、青少年の健全育成、市民の交流、文化・スポーツの振興などの事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成18年11月12日まで縦覧に供します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成18年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人かもめ

(2) 代表者の氏名

中村 和人

(3) 主たる事務所の所在地

度会郡南伊勢町村山1131番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障害者（児）及びその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成18年11月11日まで縦覧に供します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成18年9月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人おもいやり介護の会つくしんぼ

(2) 代表者の氏名

島崎 春江

(3) 主たる事務所の所在地

津市片田志袋町300番地の117

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住みなれた地域や居宅で安らぎと心豊かな暮らしが確保され継続できるよう、必要なサービス活動を行うとともに、人に優しい地域支援の創造に努め、共生社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成18年11月11日まで縦覧に供します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成18年9月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人TEAM笑美S

(2) 代表者の氏名

辻村 知身

(3) 主たる事務所の所在地

志摩市阿児町鶴方1058番地59

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども、青少年、地域住民、高齢者、障害者に対して、住み慣れた地域において、皆で助け合い楽しく自立した生活ができるための各種支援事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成18年11月12日まで縦覧に供します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成18年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ゆうあい

(2) 代表者の氏名

曾我 浩彦

(3) 主たる事務所の所在地

北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原601番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や生活に関する事業を行い、もって全ての人々がいつまでも自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地開発事業川島地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写
- 縦覧の期間
平成18年10月2日から同月30日まで
- 縦覧の場所
四日市市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、津市営土地改良事業（基盤整備促進事業（担い手育成型）楠原地区）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 縦覧の期間
平成18年10月2日から同月30日まで
- 縦覧の場所
津市役所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成18年9月15日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所長から通知がありました。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 作業種類
公共測量（平成18年度四日市港基準点及び水準点測量）
- 作業地域
四日市市霞ヶ浦地区及び石原地区付近

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、平成18年8月17日付けで、嬉野町中川駅周辺土地区画整理事業の換地処分を行った旨、嬉野町中川駅周辺土地区画整理組合から届出がありました。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 入札に付する事項
 - 委託業務名
平成18年度介護支援専門員資質向上研修事業（専門研修課程 ・ ）
 - 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - 委託期間
契約締結の日から平成19年3月20日（火）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県内各地（詳細は、入札説明書（仕様書）で指定する場所）

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 過去5年の間に、福祉関係職員を対象とした実務研修の契約を履行した実績があること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年10月6日（金）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 過去5年の間に、福祉関係職員を対象とした実務研修の契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年9月29日（金）から同年10月6日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成18年10月10日（火）に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年10月12日（木）午前10時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第108会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年9月29日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成18年度廃棄物監視・指導記録等情報化委託業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成19年2月28日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 委託者が貸与物品の返還を求めてから、30分以内に当該貸与物品を返還できること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年10月12日（木）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年9月29日（金）から同年10月12日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年10月19日（木）午前10時30分

場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第108会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成18年度アスベスト除去作業周辺モニタリング委託業務
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成19年3月28日（水）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県内一円（詳細は、知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所）
- 2 入札参加者の資格に関する事項
入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
 - (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
 - (5) 計量法第107条第1項第2号に係る計量証明事業（大気中の物質の濃度）の登録を受けていること。
- 3 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年10月12日（木）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 計量法第107条第1項第2号に係る計量証明事業（大気中の物質の濃度）の登録を受けていることを証明する書類の写し
- 4 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性
電話 059-224-2772
 - (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法
①の場所で、平成18年9月29日（金）から同年10月12日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。
 - (3) 競争入札参加資格の確認結果通知
平成18年10月16日（月）に通知します。
 - (4) 入札書提出の日時及び場所
日時 平成18年10月19日（木）午前11時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第106会議室
 - (5) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 ④に同じです。
 - (6) 入札方法等に関する事項
ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。
なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うも

のとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年9月29日

三重県知事 野呂昭彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県立熊野古道センター収蔵庫用収蔵棚（積層式物品棚） 1式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成19年1月19日（金）

(4) 納入場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年10月12日（木）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模

をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 入札説明書 (仕様書) に示す特質等を有することを示す機能及び価格証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室 担当 土性
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成18年9月29日(金)から同年10月12日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年10月19日(木)午前11時30分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第108会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書 (仕様書) によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年9月29日

三重県知事 野呂昭彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

インバーター冷暖房兼用エアコン 2台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

契約の日から1月以内

(4) 納入場所

三重県立上野工業高等学校 インテリア科管理室及び電子機械科管理室2階

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年10月13日（金）午後3時までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 当該業務を履行するのに必要な資格（第2種電気工事士）を有することを確認できる書類の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒518-0837 三重県伊賀市緑ヶ丘西町2270-1

三重県立上野工業高等学校 担当 森井

電話 0595-21-2111

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年9月29日（金）から同年10月5日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成18年10月18日（水）に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年10月24日（火）午前11時

場所 三重県伊賀市緑ヶ丘西町2270-1

三重県立上野工業高等学校 1階第2会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札であって、規則66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

お知らせ

次のとおり県有財産の一般競争入札を行いますので、希望者は現物を確認し、入札説明書を熟読の上参加してください。

平成18年9月29日

三重県知事 野呂昭彦

1 売払物件

番号	物件名	所在地	地目	地積(実測)	地積(登記簿)
(1)	旧一志病院職員住宅敷地	津市白山町南家城字下出940番1	宅地	920.56㎡	920.56㎡
(2)	旧県公舎塔世8, 31号敷地	津市北丸之内167番	宅地	576.95㎡	576.95㎡
(3)	旧県営住宅古河団地敷地	津市南新町211番38	宅地	484.57㎡	484.57㎡
(4)	県道楠河原田線沿い用地	四日市市楠町北五味塚字不納1972番174	雑種地	139.71㎡	139.00㎡

2 入札に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とします。

(1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含みます。）

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 現場説明の日時及び場所

- 1の(1)について 平成18年10月16日(月)午前10時 売払物件所在地
1の(2)について 平成18年10月16日(月)午後1時 売払物件所在地
1の(3)について 平成18年10月16日(月)午後2時 売払物件所在地
1の(4)について 平成18年10月17日(火)午前11時 売払物件所在地
- 4 入札及び開札の日時及び場所
1の(1)について 平成18年10月30日(月)午前10時
三重県津市久居明神町2501-1 三重県久居庁舎4階44会議室
1の(2)について 平成18年10月30日(月)午後1時
三重県津市広明町13番地 三重県庁厚生棟1階入札室
1の(3)について 平成18年10月30日(月)午後2時
三重県津市広明町13番地 三重県庁厚生棟1階入札室
1の(4)について 平成18年10月30日(月)午前10時
三重県津市広明町13番地 三重県庁厚生棟1階入札室
- 5 入札説明書の配布について
三重県津市広明町13番地 三重県庁2階 三重県総務部管財室資産グループ(担当 小林、岡)にて配付します。なお、電話(059-224-2137)にてご請求いただきましたら郵送いたします。
また、三重県ホームページ(県政の運営 入札(物件) 入札公告 印刷・その他 一般競争入札公告)でも入札説明書を掲載しています。
- 6 入札保証金
入札に参加しようとする者は、現金又は金融機関が振り出した小切手により入札価格の100分の5以上の金額の入札保証金を入札開始までに納めなければなりません。
- 7 落札者の決定
入札価格が県の最低売却価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 8 契約保証金
契約金額の100分の10以上とします。
- 9 用途の制限
(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはなりません。
(2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはなりません。
- 10 最低売却価格
1の(1) 7,000,000円
1の(2) 28,550,000円
1の(3) 20,500,000円
1の(4) 6,650,000円
- 11 その他
入札の際は、印鑑及び入札者が代理人であるときは委任状を持参してください。
- 12 問い合わせ先
1の(1)、(2)及び(3)については
三重県総務部管財室資産グループ 担当 小林、岡
三重県津市広明町13番地 電話059-224-2137
1の(4)については
三重県県土整備部公共用地室財産管理グループ 担当 小林、上村
三重県津市広明町13番地 電話059-224-2661

三重県生活保護システム開発委託業務に係る委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象事業

(1) 名称

三重県生活保護システム開発委託業務

(2) 納入場所

三重県健康福祉部生活保障室及び指定する 5 地域機関

(3) 事業の概要

今回の業務は、三重県生活保護システムについて以下の目的を達成するようにシステム設計及び機器の調達を行うものです。

ア 保護の申請から決定までの手続、被保護者情報の修正、保護費の計算及び集計、医療券及び介護券の発行、統計処理、関係帳票の作成、指定医療機関及び介護機関の登録等、生活保護業務全般を扱うシステム
イ セキュリティに配慮し、かつ、操作性、機能性、処理速度等の事務効率の向上及び安定稼動が可能なシステム

ウ 現行システムからのデータ移行

(4) 委託期間

契約締結の日から平成19年 3 月31日まで

2 参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、名簿登録については6の(3)の提案書提出時点までに登録されていなければならないこととします。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 過去2年間において、都道府県、政令指定都市又は市において、生活保護システムの開発実績がある者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

提案するシステムの内容及び基盤、設計開発及び保守運用の体制、価格等

4 説明会

企画提案に参加を希望する者については、説明会を次のとおり開催します(説明会への出席希望者は、平成18年10月4日(水)午後5時までに電子メールで担当部局まで連絡してください。)

(1) 日時 平成18年10月5日(木)午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 場所 三重県津市広明町13 三重県庁厚生棟 1階 S105会議室

5 仕様書の交付

平成18年9月29日(金)から同年10月10日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)生活保障室で配布します。また、郵送でも受け付けます(返信用封筒を同封してください。)

6 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

ア 様式及び内容 説明会で指定するものとします。

イ 提出期限 平成18年10月10日(火)午後4時

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部生活保障室

(2) 質問書の提出

次のとおり提出してください。

ア 様式及び内容 電子メールで提出してください。様式は説明会で指定するものとします。

イ 提出期限 平成18年10月11日(木)午後4時

ウ 提出場所 (1)のウに同じです。

(3) 企画提案書の提出

次のとおり提出してください。

- ア 様式及び内容 説明会で指定するものとします。
- イ 提出期限 平成18年10月20日(金)午後5時
- ウ 提出場所 (1)のウに同じです。

(4) 企画提案書の審査

提出された企画提案書について書類審査及びプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの日時は、企画提案書の提出があった者に対して後日通知します。審査の結果については、各提案者に後日通知します。

(5) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限りません。
- (2) 企画提案に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (3) 本調達の事項等に関する質疑応答については、原則として電子メールによることとします。
- (4) 提出された企画提案書については、返還しません。

8 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部生活保障室援護・保護グループ 担当 中津、小端
電話 059-224-2286
ファクシミリ 059-224-3085
電子メール seihosho@pref.mie.jp

バリアフリー施設構造等調査事業に係る委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成18年9月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象事業

(1) 名称

バリアフリー施設構造等調査事業

(2) 事業の概要

バリアフリー施設構造等調査業務においては、農業生産施設等のバリアフリー化に関する調査活動等を通じて、紀南地域における園芸福祉活動を一層促進するとともに、この調査業務による成果・ノウハウが、三重県全域におけるバリアフリー化農業生産施設における農業生産活動の普及やそれを通じての地域の活性化に資するものとなることを目的とする。

(3) 事業の予算

2,321千円以内(消費税及び地方消費税を含みます。)

2 参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 連絡調整者を1名以上配置することができること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 三重県内に営業所等又は住所を有すること。
- (6) 4に掲げる説明会に参加できる者であること。
- (7) 過去に園芸福祉活動の取組を行ったことがあること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

企画提案の企画性、独創性、効果性、専門性、経済性及び当該業務の実施体制等

4 説明会

企画提案に参加を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、説明書(仕様書)を配付します(説

明会への出席希望者は、平成18年10月5日(木)の午後5時までに電話又はファクシミリで担当部局まで連絡してください。

- (1) 日時 平成18年10月10日(火)10時から12時まで
- (2) 場所 三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎5階会議室B

5 説明会後のスケジュール

- (1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行います。

ア 様式及び内容 説明会で指定するものとします。

イ 提出期限 平成18年10月23日(月)午後5時

ウ 提出場所 三重県熊野市井戸町371 三重県熊野農林商工環境事務所農政・普及室

- (2) 企画提案書の提出

次のとおり提出してください。

ア 様式及び内容 説明会で指定するものとします。

イ 提出期限 平成18年10月23日(月)午後5時

ウ 提出場所 三重県熊野市井戸町371 三重県熊野農林商工環境事務所農政・普及室

- (3) 企画提案書の審査

提出された企画提案書の適否評価を行い、最優秀企画提案を選定した後、その結果を11月上旬に各提案者に文書で通知します。

- (4) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

6 その他

- (1) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 企画提案書の作成等コンペに係る一切の費用について、各提案者の負担とします。

- (3) 提出された各提案書については返還しません。

7 担当部局

〒519-4393 三重県熊野市井戸町371

三重県熊野農林商工環境事務所農政・普及室 担当 西方

電話 0597-89-6125

ファクシミリ 0597-89-6138

正 誤

平成18年7月25日付け三重県公報第1798号に登載しました、農水商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示中

ページ	行	誤	正
17	下から11	(D) の欄を次のように改め	(D) の欄を次のように改め、同項 (E) の欄中「市町村」を「市町」に改め
18	下から3	「次に掲げる事業」	「次に掲げる施設整備」
23	下から17	「市町等」に改め	「市町等」に、「市町村」を「市町」に改め

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方税含む。)
1箇月 3,000円
1箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成18年9月29日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431